

第1類・第2類医薬品のインターネット販売を行っている薬局・薬店に関する調査について

1. 経緯

本年1月11日以降、第1類医薬品等のインターネット販売を開始した薬局・薬店があると報道されていることから、その実態を把握することを目的として、都道府県等を通じて調査を実施。

2. 調査概要

(1) 対象

郵便等販売を実施している旨、省令の規定に基づき届け出ている薬局・薬店を対象。

(2) 平成25年2月末日時点で、

①第1類医薬品のインターネット販売 又は
②第2類医薬品のインターネット販売（経過措置対象以外）
の実施について調査。

3. 調査結果

上記①及び②の合計で150店舗、その内訳は以下のとおり。

	①第1類医薬品	②第2類医薬品 (うち、指定第2類)
店舗数	17店舗	148店舗(95店舗)

※①かつ②は、15店舗

【参考】

第1類医薬品のインターネット販売の状況

第1類の販売状況について、その表示方法等の詳細について、確認した結果については、以下のとおり。

(1) 第1類医薬品の取扱状況

第1類をインターネット販売していると都道府県から報告された薬局・薬店について、現時点での取扱状況を改めて確認したところ、実際に取扱いが確認できたのは、13店舗であった。

(2) 掲示すべき事項の表示

省令の規定に基づき掲示すべき情報の表示（薬事法施行規則第15条の4 第1項第3号、別表第1の2）の状況を確認したところ、規定される事項の表示が全てされていることが確認できた薬局・薬店は4店舗であった。

※表示すべき事項の表示が確認できなかった薬局等については、所管する自治体を通じて確認し、必要に応じて改善を求める予定。

(3) 情報提供（使用上の注意の表示等）

販売サイト上に使用上の注意の記載が確認できた薬局・薬店は11店舗、そのうち、チェックリスト形式での設問を設けている薬局等は1店舗のみ確認できた。

(4) リスク区分ごとの表示

販売サイト上で、一般用医薬品を常にリスク区分ごとに表示されるようにしている薬局・薬店は確認できなかった（例えば、「かぜ薬」と検索した結果が一覧で表示される際に、リスク区分ごとに分かれて表示されていない等）。